様式１

まちづくり交付金　事後評価方法書

布袋地区

平成 20 年 5 月

愛知県江南市

（１）成果の評価

１）都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標１：	防災エリア率（%）
Ａ：事前評価時の『従前値』の求め方	
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時(平成 16 年 3 月 31 日現在)
②実施主体	布袋南部土地区画整理事務所(土地区画整理事業担当課)
③求 め 方	・地区面積に対する区画整理事業により整備された画地（幅員 6m 以上の道路が対象）及び区画整理事業区域以外の防災エリア（幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面した 50m 圏内の区域）面積の割合
Ｂ：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方	
④計測時期	平成 20 年 6 月 1 日
⑤実施主体	まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)
⑥データの計測手法	・ 道路及び区画整理事業の実施計画書により整備済み面積を整理し、防災エリア率を算出。 (江南布袋南部土地区画整理事業実施計画書)
⑦評価値の求め方	・ 従前値に対して、その後整備された防災エリア（区画整理により整備された画地）の面積を加算して防災エリア率を算出する。 ・ 計測時点ではすべての事業（江南布袋南部土地区画整理事業）が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、実施計画書に基づき評価基準日で事業完了している箇所を含んで防災エリア率を算定し、評価値（見込みの値）とする。
⑧確定／見込みの別	確　定 ／ ● 見込み
Ｃ：フォローアップ時の『確定値』の求め方	
⑨ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟの必要性	● あ　り ／ な　し
⑩計測時期	平成 21 年 3 月 31 日
⑪実施主体	まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)
⑫求 め 方	・ 地区面積に対する区画整理事業により整備された画地（幅員 6m 以上の道路が対象）及び区画整理事業区域以外の防災エリア（幅員 6m 以上の道路及び公共施設に面した 50m 圏内の区域）面積の割合

指標２：	住環境改善率（%）		
Ａ：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画策定時(平成 16 年 3 月 31 日)		
②実施主体	布袋南部土地区画整理事務所(土地区画整理事業担当課)		
③求 め 方	区画整理区域内の整理後宅地面積に対する幅員 6m以上の区画道路に面する建築敷地面積（建付地面積）の割合		
Ｂ：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 20 年 6 月 1 日		
⑤実施主体	まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)		
⑥データの計測手法	・ 区画整理事業の仮換地指定図より宅地面積を整理し、住環境改善率を算出。 (江南布袋南部土地区画整理事業仮換地指定図および実施計画書、現地調査)		
⑦評価値の求め方	・ 計測時点ではすべての事業（公共下水道事業及び江南布袋南部土地区画整理事業）が完了していないため、効果が充分に発現しているとはいえない状況が予想される。 ・ 評価時点では、評価基準日の整備内容に達していないが、平成 20 年 6 月 1 日時点でのデータ（建築確認申請書および土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書）をもとに住環境改善率を算定し、評価値（見込みの値）とする。		
⑧確定／見込みの別		確　定	
	●	見込み	
Ｃ：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟの必要性	●	あ　り	
		な　し	
⑩計測時期	平成 21 年 3 月 31 日		
⑪実施主体	まちづくり課(土地区画整理事業担当グループ)		
⑫求 め 方	・ 区画整理区域内の整理後宅地面積に対する幅員 6m以上の区画道路に面する建築敷地面積（建付地面積）の割合		

指標３：	駅の乗降客数（人）		
Ａ：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画策定時(平成 14 年度：平成 15 年 3 月 31 日)		
②実施主体	都市計画課(まちづくり交付金主管課)		
③求 め 方	名鉄布袋駅の年度平均一日乗降客(名古屋鉄道資料)により設定		
Ｂ：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 20 年 6 月 1 日		
⑤実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)		
⑥データの計測手法	・ 本指標は、平成 24 年度を目標年度としているが、事後評価ではまち交対象期間である平成 20 年度の評価を実施する。 ・ 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が充分発現しているとはいえない状況が予想される。 ・ したがって、名鉄布袋駅利用者の推移および土地区画整理区域内で新規に建設された共同住宅から駅利用者を推計し、まち交期間終了日【平成 21 年 3 月 31 日】の評価値を推計する。		
⑦評価値の求め方	・ 過去の平均一日乗降客の推移をトレンド（直線回帰）し、その値に土地区画整理区域内で新規に建設された共同住宅から推計した駅利用者数を加算することによって、本駅における平成 20 年度の平均一日乗降客数を算定し、評価値(見込み値)とする。		
⑧確定／見込みの別		確　定	
	●	見込み	
Ｃ：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟの必要性	●	あ　り	
		な　し	
⑩計測時期	平成 21 年 10 月 1 日(布袋駅の平成 20 年度乗降客数の統計データが公表された後)		
⑪実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)		
⑫求 め 方	・ 名鉄布袋駅の年度平均一日乗降客(名古屋鉄道資料)により設定		

（１）成果の評価			
２）その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測			
数値指標：			
記述理由			
Ａ：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点			
②実施主体			
③求 め 方			
Ｂ：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期			
⑤実施主体			
⑥データの計測手法			
⑦評価値の求め方			
⑧確定／見込みの別		確　定	
		見込み	
Ｃ：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟの必要性		あ　り	
		な　し	
⑩計測時期			
⑪実施主体			
⑫求 め 方			

（２）実施過程の評価	
１）モニタリングの実施状況の確認	
Ａ：都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	ア□　都市再生整備計画に実施することを記載した イ■　都市再生整備計画に記載しなかった ウ□　都市再生整備計画に記載はないが実施した
Ｂ：実施事項（※Ａで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入）	
	なし
Ｃ：事後評価時の確認方法	
①時　　期	
②確 認 先	
③確認方法	
２）住民参加プロセスの実施状況の確認	
Ａ：都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	ア■　都市再生整備計画に実施することを記載した イ□　都市再生整備計画に記載しなかった ウ□　都市再生整備計画に記載はないが実施した
Ｂ：実施事項（※Ａで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入）	
	事業を円滑かつ効率的に施行するため、既設の地元住民団体(布袋地区鉄道高架・まちづくり協議会)と定期的な会合・現場立会いを行う。
Ｃ：事後評価時の確認方法	
①対　　象	まちづくり活動実施団体の開催状況について確認する。
②時　　期	交付終了年度(平成 20 年 6 月 1 日時点)
③確 認 先	まちづくり課(住民参加担当課)
④確認方法	まちづくり活動実施団体の開催記録で、住民参加プロセスの実施状況を確認する。
３）持続的なまちづくり体制の構築状況の確認	
Ａ：都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	ア■　都市再生整備計画に実施することを記載した イ□　都市再生整備計画に記載しなかった ウ□　都市再生整備計画に記載はないが実施した
Ｂ：実施事項（※Ａで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入）	
	まちづくり活動が継続的に行われるよう啓発・研修活動などを通して支援していく。
Ｃ：事後評価時の確認方法	
①対　　象	まちづくり団体等の組織化・活動の充実状況について確認する。
②時　　期	交付終了年度(平成 20 年 6 月 1 日時点)
③確 認 先	まちづくり課(住民参加担当課)
④確認方法	まちづくり活動の開催記録等で、継続的な活動状況を確認するほか、同議事録で交付金完了後の活動予定について確認する。

（３）効果発現要因の整理	
①時　　期	平成 20 年 6 月～7 月
②実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)
③検討体制	まちづくり課が主管課となり、事業に係わる他の 15 課（防災安全課、市民サービス課、産業振興課、環境課、福祉課、高齢者生きがい課、子育て支援課、土木建築課、下水道課、水道課、地域協働課、行政経営課、総務予防課、教育課、生涯学習課）による庁内の横断的な組織として江南市都市再生整備計画策定会議を設置し、会議を開催する。 アドバイザーとして、学識経験者に参画を依頼する。

（４）今後のまちづくり方策の作成	
①時　　期	平成 20 年 7 月～8 月
②実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)
③検討体制	前記の江南市都市再生整備計画策定会議にて、ブレーン・ストーミングにより整理する。 必要に応じて第二期の実施必要性と展開方策について検討・整理する。

（５）事後評価原案等の公表		
	原案の公表	評価結果（最終）の公表
①時　　期	平成 20 年 9 月	平成 21 年 3 月
②実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)
③公表方法	市ホームページに掲載するほか、まちづくり課(まちづくり交付金主管課)での閲覧を行う。市報等で周知する。 公表期間は 1 ヶ月とする。	市ホームページに掲載するほか、まちづくり課(まちづくり交付金主管課)での閲覧を行う。市報等で周知する。 公表期間は原則 5 年とする。

（６）まちづくり交付金評価委員会の審議	
①時　　期	平成 20 年 11 月
②実施主体	まちづくり課(まちづくり交付金主管課)
③設置・運用方法	学識経験者、江南市戦略計画（総合計画）市民会議の委員及び地元住民代表等で構成する江南市まちづくり交付金評価委員会を設置し、市の要綱で運用する。

（７）有識者からの意見聴取	
①聴取方法	ア■　「効果発現要因の整理」「今後のまちづくり方策の作成」「まちづくり交付金評価委員会の審議」のいずれかにおいて有識者が参画し、意見を聴取する イ□　ア以外のその他の機会において、有識者から適宜意見を聴取する （実施時期・方法：　　） ウ□　有識者からの意見聴取は実施しない

（８）事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況	
①予算措置の状況	ア□　費用は発生しない イ■　費用は発生するが、予算措置を講じている ウ□　費用は発生するが、予算措置は講じていない エ□　その他（　　）